



# 吉岡町



## 地域福祉計画 地域福祉活動計画

概要版



平成 28 年 3 月

吉岡町

吉岡町社会福祉協議会

## 策定の背景

近年、社会経済構造の変化や少子高齢化は、社会・経済・福祉だけでなく、まちづくり全般に影響しています。このような中、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、孤立死、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、貧困問題など、地域における福祉課題は多様化・複雑化しており、従来の公的なサービスだけでは対応することは困難となってきました。

また、平成 23 年3月に発生した東日本大震災を契機に、これまで以上に地域における人と人のつながりの重要性が再認識され、地域力の再構築による安心・安全な地域社会の実現がより一層望まれるようになってきています。

こうした地域をとりまく環境の変化に対応するため、自治会、関係機関や福祉団体等との連携を強化していくとともに、住民参加による地域の福祉力を高めることで地域の課題に取り組んでいく必要性が高まっています。

このような背景から、本町では誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けていくことができるよう、地域福祉を推進するための指針となる「吉岡町地域福祉計画」及び「吉岡町地域福祉活動計画」を策定しました。



## 地域福祉は地域住民が主体

### ●● 自助・共助・公助の組み合わせの計画 ●●

社会福祉法では、「地域福祉計画」を規定しています。地域福祉をどの様に進めていくか、それぞれの市町村により異なります。言い換えると、市町村の地域福祉に対する思いが、この地域福祉計画なのです。

地域における生活や福祉課題に対し、「個人や家族で解決する」（自助）、「地域の人たちや行政と一緒に解決する」（共助）、「行政や制度的なサービスを利用して解決する」（公助）、さらにこれらの組み合わせにより解決していくことが求められています。

### ●● 地域福祉の担い手とは ●●

地域福祉は、行政だけでなくその地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動しているすべての人」が推進の担い手です。具体的には、地域住民、自治会、一般企業、商工会、吉岡町社会福祉協議会（以下「町社協」という）、民生委員・児童委員、ボランティア団体、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という）、学校、社会福祉法人、民間事業者や吉岡町内で働く人などで、それらの人々と協働して地域福祉を進めることが重要です。

## 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間とします。





# 将来像（基本理念）・基本目標

地域福祉の将来像とその実現に向け、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

将来像	基本目標	施策の方向	施策・事業
<b>支えあい 地域つながる町づくり</b> <small>～笑顔あふれる助けあいのまち～</small>	<b>1</b> 地域で支える 仕組みをつくる	①福祉意識の醸成	①広報・啓発活動の充実 ②学校や地域における福祉教育の充実
		②地域住民の交流促進	①交流の機会や場の充実
		③支えあい・見守り体制の充実	①支えあい・見守り体制づくり
		④地域福祉活動の推進	①サロン活動の推進 ②町社協によるボランティア活動等への支援
	<b>2</b> 安心して暮らせる 仕組みをつくる	①各種サービスの適切な利用の促進	①相談支援体制・情報提供の充実 ②サービス提供基盤の充実・質の向上
		②生活支援サービスの充実	①日常生活の支援体制の構築 ②生活を支える各種福祉サービスの充実 ③日常生活総合支援事業の推進
		③安全で暮らしやすい生活環境の充実	①バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 ②防犯体制の充実 ③災害発生時の支援
		④権利擁護の推進	①権利擁護の推進 ②虐待やDV防止の取り組み ③生活困窮者の自立支援
	<b>3</b> 暮らしやすい 仕組みをつくる	①健康づくり・介護予防の推進	①健康づくり・介護予防の推進
		②社会参加・生きがいづくり	①社会参加・生きがいづくり



## ● 施策の方向性と自助・共助・公助の関係について ●

本計画は、自助・共助・公助の組み合わせによる計画です。各施策の表題部分に、3つの「助」を図式化してあります。各施策について、最も大きな「助」を「濃いピンク」で表示してあります。

例えば、右の図は「共助」に対して最も大きな役割が求められ、「自助」「公助」で補完しあいながら進める施策を表しています。



# 地域福祉の推進策

## 基本目標1 地域で支える仕組みをつくる

地域福祉を進めるには、普段から隣近所や住民同士による協力や連携（あいさつ、見守り、声かけ、交流の機会づくり）をしていくことが重要になります。そのため、住民同士のふれあいを進め、地域コミュニティの形成や強化を図ることにより、地域で支える仕組みをつくります。

### ① 福祉意識の醸成

地域福祉に関する情報提供を積極的に行うことで、障がいの有無にかかわらず、また、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが担い手となるよう地域福祉の意識の啓発を行います。

自  
共  
公

#### ① 広報・啓発活動の充実

- 各種媒体による広報・啓発
- 催し等による広報・啓発
- 福祉サービス・制度の概要や手助けの方法を学ぶ講座等の開催

#### ② 学校や地域における福祉教育の充実

- 体験等を通して福祉を学ぶ機会の充実
- 様々な福祉分野への理解を広める場と機会の充実

#### ● 「福祉意識の醸成」について地域や住民が取り組めること

- 近所の高齢者を自治会や隣組でのお茶会に誘ってみよう。
- 身近に支援を必要とする人がいることに興味をもとう。
- 町社協等が実施する福祉学習に参加しよう。



### ② 地域住民の交流促進

子どもから高齢者まで、すべての世代の町民によるふれあい・支えあい・助けあいが行われる地域福祉を推進していくため、「一人暮らしの高齢者でも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」、地域で生活をしている様々な人の交流を促進します。

自  
共  
公

#### ① 交流の機会や場の充実

- 地域交流・世代間交流
- 地域の施設を活用した交流
- 一人暮らし高齢者や障がいのある人など支援が必要な人との交流
- 地域の交流を充実させるための取り組み

#### ● 「地域住民の交流促進」について地域や住民が取り組めること

- 自治会の活動に参加し、隣近所と顔見知りになろう。
- 誰とでもあいさつしよう。
- 子どもからお年寄りまで集まる楽しいイベントを自治会等で企画しよう。







### ③ 支えあい・見守り体制の充実

自

共 公

高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭など、すべての町民が安心して暮らせるよう、日頃からの支えあい・助けあいを地域で展開していくため、「声かけ運動」を促進するとともに、地域と一緒に体制の充実を図ります。

#### ① 支えあい・見守り体制づくり

- 見守りのための各種事業の推進
- 商店や事業者との連携による見守り体制の充実
- 子どもや認知症高齢者等の見守り活動の推進
- ご近所や自治会における取り組みの支援

#### ● 「支えあい・見守り体制の充実」について地域や住民が取り組めること

- いい意味でのおせっかいになって、一人暮らし、高齢者のみ世帯に対して時々声かけをしよう。
- 回覧板は郵便受けに入れず、手渡しにより安否確認をしよう。
- 困りごとを相談できるご近所さんをつくろう。
- 家族のことも隠さず、近所の人に話をして、見守りなどをお願いしよう。
- 地域の清掃活動や自主防災活動、お祭りなどのイベントに積極的に参加しよう。



### ④ 地域福祉活動の推進

自

共 公

町民一人ひとりがもっている技能や経験を活かした地域福祉活動やボランティア活動に参加し、それらの力を必要としている人に対する適切な手助けとなり、継続的な活動が展開されるように、町社協が中心となって、各種地域福祉活動の支援をしていきます。

#### ① サロン活動の推進

- サロン活動の拡充のための取り組み
- 子育て家庭の交流支援
- 支援を必要とする本人や家族同士の集いや活動の支援
- 関係者の連携強化によるサロン活動の推進

#### ② 町社協によるボランティア活動等への支援

- ボランティア活動のきっかけづくり
- ボランティアの活動継続支援
- 地域福祉活動の担い手の発掘・育成

#### ● 「地域福祉活動の推進」について地域や住民が取り組めること

- 興味がある行事やボランティア活動があったら、見学しよう。
- ボランティア活動の体験を伝え、仲間を増やそう。
- 町社協が開催する養成講座に参加し、自分のペースでボランティア活動を始めよう。



## 基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる

「一人暮らし高齢者でも」「介護が必要になっても」「障がいがあっても」「子育て中でも」、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みをつくります。

### ① 各種サービスの適切な利用の促進

支援を必要としている人が、その人にあった適切なサービスを利用できるように情報提供や相談支援を充実するとともに、介護保険サービスや障がい福祉サービスを提供する事業者等との連携により、各種サービス基盤の充実を図るとともに、質の向上に努めます。

自  
共  
公

#### ① 相談支援体制・情報提供の充実

- わかりやすい情報提供
- ニーズに合わせた情報提供
- 情報のバリアフリー化
- 相談支援体制の充実
- 地域包括支援センターの充実
- 民生委員・児童委員の活動支援

#### ② サービス提供基盤の充実・質の向上

- サービスの質の向上
- ニーズの把握



#### ●「各種サービスの適切な利用の促進」について地域や住民が取り組めること

- 町、町社協、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しよう。
- 口コミは大きな情報源。福祉情報をまわりの人にも伝えよう。
- 一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しよう。

### ② 生活支援サービスの充実

介護保険制度や障害者総合支援法による法的サービスでは十分に対応できない生活上の支援が必要な一人暮らし高齢者や障がいのある人及びその家族介護者に対して支援を行い、安心して自立生活を維持できる環境づくりを進めます。

自  
共  
公

#### ① 日常生活の支援体制の構築

- 外出支援に関わる各種事業の充実

#### ② 生活を支える各種福祉サービスの充実

- 高齢者福祉事業等の充実
- 子育て世帯の育児負担の軽減

#### ③ 日常生活総合支援事業の推進

- 日常生活総合支援事業の基盤づくり



#### ●「生活支援サービスの充実」について地域や住民が取り組めること

- 運転のできる人が買い物に連れて行くような組織について自治会で考えよう。
- 無理のない範囲で住民参加型サービスに参加しよう。



### ③ 安全で暮らしやすい生活環境の充実

自  
共  
公

バリアフリー化の推進や公共交通網の充実により、高齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが外出しやすい環境を整えるとともに、防犯対策など、安心していきいきと暮らすことのできる環境づくり、福祉の観点を取り入れたまちづくりに取り組みます。

#### ① バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 公共施設のバリアフリー化の推進
- バリアフリー等に関する普及・啓発
- 情報のバリアフリー化の充実

#### ② 防犯体制の充実

- 地域との連携による子どもたち等の安全確保
- 防犯・消費者被害等に関する意識啓発
- 交通安全対策の取り組み

#### ③ 災害発生時の支援

- 避難支援希望者に対する支援体制の強化
- 地域における日頃からの安否確認体制と訓練等の充実
- 総合的な防災対策



#### ● 「安全で暮らしやすい生活環境の充実」について地域や住民が取り組めること

- 子どもたちを犯罪から守るため、あいさつ運動を進めよう。
- 悪質な訪問販売や、振り込め(訪問)詐欺などに巻き込まれそうになったら、一人で行動せずに近所の人に相談してから行動しよう。
- 自治会の防災訓練等に参加しよう。
- 台風や水害時は、危険を感じたら、近所の人と声をかけあって一緒に避難しよう。

### ④ 権利擁護の推進

自  
共  
公

あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制を町全体でつくっていきます。

#### ① 権利擁護の推進

- 人権啓発の推進
- 成年後見制度等の推進

#### ② 虐待やDV防止の取り組み

- 虐待の予防
- 早期発見体制
- 虐待防止・早期対応のための支援体制の強化

#### ③ 生活困窮者の自立支援

- 関係機関との連携による相談支援体制の充実



#### ● 「権利擁護の推進」について地域や住民が取り組めること

- お互いの人権を尊重する意識を高めよう。
- 身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡しよう。
- 子どもが虐待を受けているのではと感じたら児童相談所全国共通ダイヤル「189 (いち早く)」に電話をしよう。

## 基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる

地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、町民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みをつくりまします。

### ① 健康づくり・介護予防の推進

自  
共  
公

「自分の健康は自分で守る」という基本的な意識のもと、町民の健康意識の高揚と健康づくりを推進します。

また、生涯を通じて元気に活動できるよう、町民一人ひとりが健康寿命を意識し、尊厳と生きる喜びをもって生涯をいきいきと過ごすために、介護予防事業の積極的な推進を図っていきます。

#### ① 健康づくり・介護予防の推進

- 健康づくりの支援
- 介護予防の推進



#### ●「健康づくり・介護予防の推進」について地域や住民が取り組めること

- 「自分の健康は自分で守る」を意識し、健（検）診を受けるとともに町の各種健康チェック情報などを活用して自らの健康状態に関心をもって、心配ごとがあれば早めに相談・受診しよう。
- 健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣にしよう。
- 地域ぐるみの健康活動に取り組もう。

### ② 社会参加・生きがいづくり

自  
共  
公

誰もが、地域の中で、気軽に集い、学び、地域活動に参加できる場や機会の充実により、町民が生きがいを感じることでできるまちづくりを進めていきます。

#### ① 社会参加・生きがいづくり

- 健康づくり・生涯学習等による生きがい活動支援
- 高齢者や障がいのある人の就労支援



#### ●「社会参加・生きがいづくり」について地域や町民が取り組めること

- 家に閉じこもらずに、地域の色々な教室や活動に参加しよう。
- 耕作放棄地を高齢者が野菜づくりの場として活用できる策を考えよう。

## 吉岡町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行日：平成28年3月

発行：吉岡町 〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地 TEL：0279-54-3111（代表）

吉岡町社会福祉協議会 〒370-3604 群馬県北群馬郡吉岡町南下1333番地4 TEL：0279-54-3930

企画・編集：吉岡町健康福祉課 福祉室・吉岡町社会福祉協議会